

慶良間諸島国立公園について

岸 秀 蔵

環境省 慶良間自然保護官事務所

The establishment of the Kerama Shoto National Park

S. Kishi

●はじめに

慶良間諸島(渡嘉敷村、座間味村:図 1)は、平成 26 年(2014 年)3 月 5 日(通称:サンゴの日)に国立公園に指定された。これまで沖縄海岸国定公園の一部として指定されていた慶良間諸島地域について、国立公園としての資質を有することが認められることから、国定公園から切り離し、新たに国立公園として指定されたものである。国立公園の分離や再編成以外で、新規に国立公園として指定されたのは、昭和 62 年(1987 年)の釧路湿原国立公園以来 27 年ぶりであり、国立公園が初めて指定されて 80 周年にあたる記念の年に 31 番目の国立公園が誕生することとなった。

●指定の背景

昭和 40 年(1965 年)に琉球政府立公園に指定され、昭和 47 年(1972 年)に国定公園に指定された沖縄海岸国定公園は、当初、沖縄島北部の海岸線を中心とする地域だけであったが、その後、慶良間諸島地域が、沖縄随一の多島海景観や優れた海中景観、亜熱帯植物景観を有する区域であると評価され、昭和 53 年(1978 年)に同国定公園に編入指定された。

その後、平成 19 年(2007 年)から 22 年(2010 年)にかけて、環境省において国立・国定公園総点検事業が実施された。これは、全国其自然環境について、地形地質及び生態

系の観点から重要な地域を分析して、今後国立・国定公園を新規に指定、または大規模に拡張する候補地とするもので、18 地域が選定されたものである。そのうちのひとつとして慶良間諸島地域が選定され、「慶良間諸島沿岸海域は透明度の高い優れた海域景観を有するとともに、さんご礁には多様なサンゴが高密度に生息し、沖縄諸島周辺海域への幼生の供給源として重要である。またザトウクジラの重要な繁殖海域でもある。これらのことから、陸域から海域にかけて多様な生態系を有しており、我が国を代表する傑出した地域である」と評価された。これを受け、地元の渡嘉敷村、座間味村からも、国立公園指定のご理解・ご協力をいただきながら、新規指定の作業が進められた。

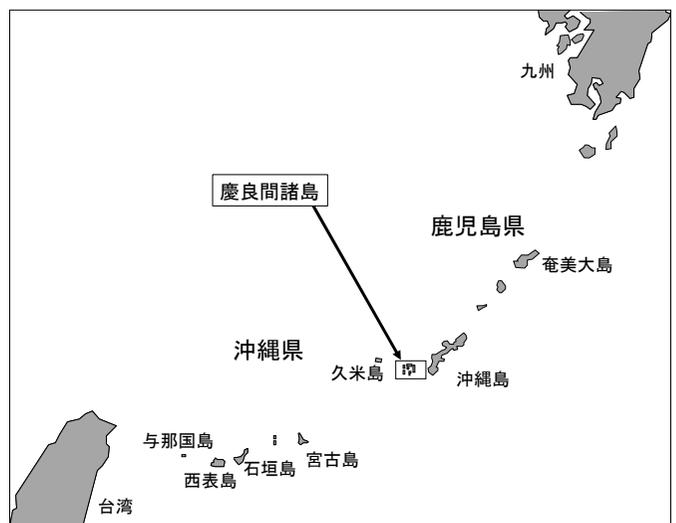


図 1 慶良間諸島の位置

●慶良間諸島国立公園

1. 指定理由

本地域が我が国を代表する傑出した自然の風景を有する地域として国立公園に指定された理由は、陸と海が連続して一体となった雄大で実に多様な景観を有することである。すなわち、国定公園時に評価されていた多島海景観や海中景観に加え、さんご礁を中心とする生態系やザトウクジラの繁殖海域といった海域の多様な生態系を有すること、そしてケラマブルーと称される透明度の高い海域、地殻変動に伴う陸地の沈降によって形成された島々や岩礁、切り立った海食崖や湾入の多いリアス海岸、サンゴのかけらやホシズナなどからできた遠浅の白い砂浜とそこで産卵するウミガメといった多様な海域景観を有することが評価されたことによる。以上を踏まえて、本国立公園のテーマを、「美ら海慶良間一海と島がつくるケラマブルーの世界」とし、さんご礁、多島海、海食地形、海食崖、砂浜、岩礁、鯨類の繁殖海域の景観要素から成る風致景観を保全し、これらの適切な利用を推進することとした(図2)。

2. 景観の特性

本地域の海域では、海産動物は脊椎動物類が362種、造礁サンゴを含む無脊椎動物類が2,090種確認されている。特に造礁サンゴについては、14科59属248種を数え、日本で確認される造礁サンゴのうち約62%が生息している。5月から9月にかけてサンゴの産卵が観察され、沖合に流れ出て生き残った幼生の一部は、沖縄島の西海岸に流れ着き、海底に着生する(図3)。冬期は毎年ザトウクジラが繁殖のために本地域の海域を訪れる。これまでに、ザトウクジラ以外にもミンククジラ、マッコウクジラ、シワハイルカ、ハンドウイルカ、オキゴンドウ等が確認されており、鯨類の生息海域となっている。



図2 ケラマブルーの海と多島海景観

植生はピロウ林、リュウキュウマツ林等が発達しており、620種以上の自生植物が確認されている。本地域の森林は、全体的に樹高が低く、場所や樹齢の違いによる差が小さく、矮性型の林相を呈しており、オキナワハイネズ等の矮小化した特異な風衝地植生がみられる。また、慶良間諸島には、リュウキュウヤマガメ、マダラトカゲモドキ、イボイモリ、ホルストガエル等の希少な生物が生息している。通称チーピシと呼ばれる慶伊瀬島は、アジサシ類の集団繁殖地であり、また、多くの渡り鳥も確認されるなど、鳥類の重要な生息地となっている。

さらに、本地域には、御嶽、貝塚や史跡・遺跡、戦跡、文化財などが数多くある。人々の生活は海と大変



図3 サンゴの産卵(岩尾研二撮影)

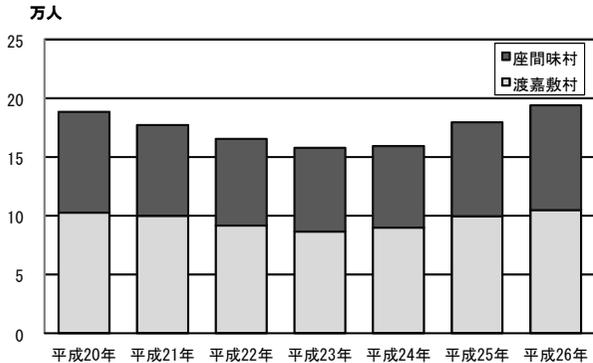


図 4 渡嘉敷村と座間味村の入域者数 (データ提供: 渡嘉敷村役場、座間味村役場)
船舶、航空機を利用した年間(1月～12月)の入域人数。平成26年は1月～11月末の合計値。

関わりが深く、各集落には大漁・豊漁等を祈願した祭祀、獅子舞や大太鼓といった伝統芸能活動等が残っている。琉球王朝時代には、沖縄島から中国への唐船貿易の中継地として栄えた歴史がある。また、沖縄県でのカツオ漁業(鯨節加工をとまなうカツオ漁)の発祥の地でもあり、明治時代には、「ケラマ節」と呼ばれる鯨節が高く評価され、日本最大のカツオ漁場の一つに発展した。その後、第二次世界大戦末期には沖縄戦における米軍最初の上陸地となり、戦争の悲惨な歴史をもつ土地でもある。

3. 利用の現況

慶良間諸島を訪れる入込客は、年間延べ約18万人(平成25年:2013年;図4)であり、ここ数年は増加傾向にある。利用形態は、スキューバダイビング、シュノーケル等による海中景観探勝を体験するものが中心となっている。

近年、オニヒトデの大発生やスキューバダイビング等の利用によるサンゴの損傷が懸念されている。渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会と座間味村エコツーリズム推進協議会(以下「両村の協議会」という)がエコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、平成23年(2011年)6月27日に関係省庁の認定を受けた。

また、両村の協議会は、「慶良間地域エコツーリズムガイドライン」を策定し、利用者に適正な利用を呼びかけている。ガイドラインでは、これまでに各ダイビング協会等が作成した自主ルールをもとに、一般の利用者が利用する際のルールや慶良間諸島の観光に関する事業者向けのルール等を記載している。現在は、地域が主体となって、全体構想に基づいた海域利用に関するルール作りの検討を進めるほか、さんご礁の持続可能な利用を目的として、ダイビング事業者らによって自主的にオニヒトデの駆除やモニタリング等の活動が行われている。

12月～4月にかけては、ザトウクジラが繁殖のために周辺海域を訪れるため、慶良間諸島ではホエールウォッチングが盛んに行われている。座間味村ホエールウォッチング協会は、ザトウクジラの繁殖を保護することを目的として独自にホエールウォッチングのための自主ルールを策定している。利用者には、事前にクジラの生態等の解説や利用の際のルール等に関するレクチャーを実施している(図5)。

4. 公園計画の概要

今回の国立公園指定により、特に海域を中心に、大幅に保全が強化されている。海域については、国立公園時には海岸線から1キロメートルであった範囲を、ザトウクジラの繁殖海域を含む海岸線から7キロメートルの範囲に広げ公園区域とした。これにより、海域の公



図5 ホエールウォッチングの様子

園面積は 90,475ha となり、国立公園時と比べ、76,837ha の大幅な拡張となった。さらに、サンゴが高密度に生息する水深 30m 以浅の海域を、工作物の新築や、海底の形状変更等の各種行為が規制される海域公園地区とした。これにより、海域公園地区は 8,290ha となり、国立公園時と比べ、8,030ha の増加となった。また陸域については、国立公園時同様、住宅や港湾などの生活区域を除くほぼ全域を国立公園に指定するとともに、環境省の絶滅危惧種に選定されるコアジサシなどのアジサシ類の集団繁殖地となっているチービスを新たに指定した。これに伴い、陸域は 3,520ha となり、国立公園時と比べ、62ha の拡張となった。

利用施設計画については、基本的には国立公園時に整備されてきた展望施設や海岸園地等の施設をそのまま国立公園の事業として引き継いでいるが、新たに渡嘉敷村及び座間味村に博物展示施設(ビジターセンター)を計画している。環境省では、渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島に海域利用のマナーのレクチャー等ができる施設が必要と考えており、今後、地域の方々のご意見を伺いながら、設置場所やその機能について検討していく予定である。



図6 慶良間諸島国立公園の概略図(海岸線から7kmが国立公園区域)

また、保護施設計画として、今回新たにサンゴの保全・再生のための自然再生施設を計画している。サンゴの保全はこれまで地域の方々の自主的な取組で進められてきた。環境省ではそれらの取り組みと連携して、海域保全の強化を図りたいと考えている。

● 指定の意義

今回の指定による大幅な海域公園の拡張は、平成 22 年(2010 年)10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された愛知目標における保護地域の拡充に関する目標達成に貢献するものである。

また、地域の産業の大部分が観光業である本地域において、今回の指定は、これまで地域の方々が一生涯懸命守り続けてきた自然が、世界に誇りうる自然の風景地であることの証となり、地域の方々の誇りを裏打ちするものとなる。また、観光にとって重要な陸域及び海域の風致の保全が図られるほか、環境省が利用施設の整備の一端を担い、エコツーリズムを始めとする多様な観光を展開する際の基盤が整えられることにより、地域振興に対して大きく貢献するものである。

一方で、課題もある。平成 25 年(2013 年)9 月 29 日から 10 月 2 日にかけて、中央環境審議会自然環

境部会において現地視察が行われ、指定に当たって様々なご意見をいただいた。特に自然環境の調査については、サンゴだけでなく海域生物全体の調査やモニタリング、陸域の地形や植生のさらなる調査の必要性について多くの方からご指摘をいただいた。同年 12 月 24 日の中央環境審議会の答申書には、次のとおり指定後に措置を講じられたい旨が記載されている:「慶良間諸島では、さんご礁生態系やザトウクジラの繁殖海域など海域の多様な生態系を有するとともに、陸域においても雄大な海

食崖、慶良間諸島成立の地史を考える上で重要な地質の露頭、優れた植生を有する景観が見受けられる。このため、国立公園指定後においても、海域及び陸域の自然環境の把握に努め、それらを公園計画の見直し及び適切な管理に活かすこと。」

また、慶良間諸島国立公園は単なる 31 の国立公園の一つという位置づけではなく、自然環境の保全に地域の方々が自主的に取り組み、一方で観光業という形で持続的に活用することで生計を立て、自然と共生する社会を形成してきた地域であり、サステイナブルなライフスタイルのモデルとなりうる地域である。そしてそのライフスタイルを将来世代に引き継ぐとともに、

その重要性を地域住民だけでなく、慶良間諸島国立公園を訪れる人々にも伝え、全国に波及させていくことも、この公園の使命であると考えている。

沖縄県内では 2 つ目の国立公園であり、地元の渡嘉敷村、座間味村でも歓迎されている。地元では、国立公園の指定を機に、より一層自然環境保全への取組を推進すると決意を新たにしている。

慶良間自然保護官事務所としては、地域の方々のさまざまな意見を聞き、期待と課題をうけて、地域の方々と一緒になって、これまでにない新たな国立公園のあり方を示すことができるよう今後とも取り組んでいきたいと考えている。